主 文

原判決を取消す
被控訴人の請求を棄却する

訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とする。 事 実

控訴代理人は主文と同旨の判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求め。 当事者双方の事実上の陳述は、原判決の事実摘示と同一であるから、ここにこれ を引用する。

証拠として、被控訴代理人は甲第一乃至第四号証を提出し、原審証人A、B、当審証人Cの各証言を援用し、控訴代理人は当審証人B並に原審及び当審おける控訴本人の各供述を援用し、甲第一号証中控訴人名下の印影の成立を認めるが、その全の部分は不知、その余の甲号各証の成立並に甲第一乃至第三号証の原本の存在はこれを認めると述べた。

理 由

原判決添付の別紙目録記載の不動産が控訴人の所有であることは当事者間に争がない。そして、原審及び当審の証人Bの証言と抵当権設定契約に関する部分を除くその余の部分につき同証言により真正に成立したと認める甲第一号証並に原審証人A、Dの各証言を綜合すると、被控訴会社は訴外Bに対し薪炭売掛代金六十八七千七百四十八円の債権をもつていたが、昭和二十五年一月十二日右訴外人と右債権を目的として、弁済期は同年三月三十一日、利息及び期限後の遅延損害金はいずれも百円につき一日三銭の定で準消費貸借契約を締結し、訴外E、Fが右債務の保証をしたこと、その際Bが控訴人の代理人と称して右債務の担保として控訴人所有の前記不動産につを抵当権設定契約につき控訴人を代理する権限があったかどうかにつき

そこでBが右抵当権設定契約につき控訴人を代理する権限があつたかどうかにつき判断するに、被控訴人の提出援用する全証拠資料を以ても右代理権を認め難く、却て前掲証人B、原審及び当審におけ控訴本人の各供述によれば、Bは控訴人に無

断で前記抵当権設定契約を締結したものであることが認められる。

そうすると、控訴人に対し本件不動産につき抵当権設定登記手続を求める被控訴人の請求はこれを棄却すべきであるのに、これを認容した原判決は失当であるからこれを取消すべく、民事訴訟法第三百八十六条第九十六条第八十九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 小山慶作 判事 土田吾郎 判事 宮田信夫)